

# 碧南市公共用地境界確認事務取扱要領

## (目的)

第1条 この要領は碧南市が管理している道路及び水路用地等（以下「公共用地」という。）に係る境界確認事務に関し、必要な事項を定めることにより、適正かつ、円滑に運用することを目的とする。

## (公共用地の範囲)

第2条 この要領で取り扱う公共用地の範囲は、市が管理する次の各号に規定するものとする。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受ける道路。ただし、河川占用等により市道としている範囲を除く。
- (2) 河川法（昭和39年法律第167号）の適用を受ける河川
- (3) 碧南市法定外公共用物の管理に関する条例（平成5年碧南市条例第34号）第2条に規定する法定外公共用物
- (4) 前各号に掲げるもののほかこれらに類するもの

2 前項の規定にかかわらず、国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく地籍調査事業又は不動産登記法（平成16年法律第123号）に基づく登記所備付地図作成事業によって作成された地積測量図が、登記所に備え付けられている土地については、境界確認は行わない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りではない。

## (用語の定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に規定するところによる。

- (1) 申請者 境界確認を必要とする者
- (2) 申請地 境界確認を要する土地
- (3) 隣接地 申請地に接する土地
- (4) 対側地 申請地に接する公共用地を挟んだ反対側の土地
- (5) 関係土地所有者 申請地、隣接地のうち公共用地に接する土地及び対側地の土地所有者
- (6) 境界確認 市長が、関係土地所有者と協議し、申請地と公共用地との筆界の位置を確認することをいう。

## (境界確認の申請)

第4条 申請者は、境界確認を行う場合は公共用地境界確認申請書（様式第1号）（以下、「申請書」という。）及び第6条に規定する添付書類を市長に2部提出するものとする。

2 土地所有者の異なる連続する土地について併せて境界確認を行う場合は、各土地所有者を申請者として1つの申請とすることができる。

## (申請者の範囲)

第5条 申請者は申請地の土地所有者とする。ただし、次の各号に該当する場合はそれぞれ当該各号に規定するところによる。

- (1) 申請地の土地所有者が法人の場合は、その法人の代表者とする。この場合、代表者が確認できる登記簿謄本を添付するものとする。ただし、法人が解散又は破産した場合は、清算人又は破産管財人とする。
  - (2) 申請地が共有地の場合は、共有者全員とする。ただし、委任状（様式第2号）により共有者全員の委任を受け1名で申請することができる。
  - (3) 申請地の土地所有者が死亡している場合は、相続人全員とする。ただし、委任状（様式第2号）により相続人全員の委任を受け1名で申請することができる。この場合、委任状に相続人関係図を添付するものとする。
  - (4) 申請地の土地所有者が未成年、成年被後見人の場合は、その法定代理人とする。この場合、申請書に法定代理人であることを証明する書面を添付し、土地所有者名の上、法定代理人が併記押印して申請するものとする。
  - (5) 開発行為、建築事業等の申請で、土地所有者以外の者が境界確認を要する場合は、委任状（様式第2号）により土地所有者全員の委任を受けた施行者とする。
  - (6) 用途廃止を目的とする場合は、用途廃止を希望する者とする。
  - (7) 申請地の土地所有者又は第1号から前号の申請者（以下「申請土地所有者等」という。）が、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条第1項の規定に基づく登録を受けた者又は測量法（昭和24年法律第188号）第49条の規定に基づく登録を受けた者を代理人とし、委任状（様式第2号）により委任した場合は、委任を受けた代理人とする。この場合、申請者を申請土地所有者等としたうえで、委任を受けた代理人を併記して申請しても差し支えない。
- 2 公共事業施行のために境界確認が必要な場合は、国、県、地方公共団体、官公庁に準ずる団体及びその管理者が、土地所有者に代わり申請することができる。
  - 3 狭あい道路整備促進事業の実施のために後退用地等の境界確認が必要な場合は、市が測量業務を委託する公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士会（以下「公嘱」という。）の社員が、土地所有者に代わり申請することができる。

（申請書の添付書類）

第6条 申請書に必要な添付書類は次の各号に掲げるとおりとし、記載事項等については別表1のとおりとする。

- (1) 位置図（1/2,500程度）
- (2) 閉鎖した旧土地台帳付属地図の写し（明治図、1/600）（以下、旧公図という。）
- (3) 公図の写し（1/500）
- (4) 関係土地所有者一覧表（様式第3号）
- (5) 仮測量図
- (6) 横断図
- (7) 境界確認の参考となる測量図等
- (8) 委任状（様式第2号）
- (9) その他市長が必要と認める図書

（書類審査・受理）

第7条 市長は、申請を受けたときは次の各号に掲げる事項を審査し、境界確認を実施することが適当であると認めたときは、申請を受理するものとする。

- (1) 申請者が第5条に規定する範囲に該当していること。

- (2) 境界確認の対象となる公共用地が、第2条に規定する範囲に該当していること。
- (3) 申請書に必要事項が記載され、かつ、前条に掲げる添付書類が添付されていること。

(事前調査)

第8条 市長は、申請地について必要に応じて次の各号に掲げる事項を調査するものとする。

- (1) 旧土地台帳等及び周辺土地の沿革
  - (2) 公図の分筆、合筆等の経過
  - (3) 境界付近地の沿革が確認できる官公署等が所蔵する古図、土地区画整理出来形確認測量図、圃場整備事業の換地図等
  - (4) 過去の立会記録、資料等
- (境界立会の調整)

第9条 市長は、申請書を受理したときは、申請者と現地立会により境界を確認（以下「境界立会」という。）するため、申請者と、立会場所、立会日時等を調整するものとする。

- 2 市長は、境界立会が必要と認められる者に対しては、申請者から境界立会を依頼させることができる。ただし、申請者からの依頼では境界立会に応じない者がいる場合は、市長自ら境界立会依頼書（様式第4号）により依頼するものとする。

(境界立会が必要と認められる者の範囲)

第10条 境界立会を必要と認める者は次に掲げる者とする。

- (1) 第3条第5号に規定する関係土地所有者
  - (2) その他境界確認に関して必要と認められる者
- 2 前項の関係土地所有者等が次の各号に該当する場合は、それぞれ各号に定めるところによるものとする。
    - (1) 土地所有者が法人の場合は、その法人の代表者とする。隣接地又は対側地の場合は、その法人の担当社員で差支えない。ただし、法人が解散又は破産しているときは、清算人又は破産管財人とする。
    - (2) 申請地の土地所有者が死亡している場合は、相続人全員とする。隣接地又は対側地の場合は、相続人代表者でも差支えない。ただし、遺産分割協議書等で相続人が特定されているときは、その相続人とする。
    - (3) 申請地が共有地の場合は、共有者全員とする。ただし、隣接地又は対側地の場合は、共有代表者でも差支えない。
    - (4) 申請地が共有地で、区分所有建物の敷地の場合、共有者全員で立会することが困難なときは代表者とするが、管理組合等の規約の写し又は境界確認を行う権限を有する代表者であることを決定した総会等の議事録の書面を添付する。
    - (5) 土地所有者が未成年、成年被後見人等の場合は、その法定代理人とする。
  - 3 申請地が前項第2号又は第3号に該当する場合、境界確認に関する申述書（様式第5号）を市長に提出することにより、相続人又は共有者の代表者による境界立会ができるものとする。

4 第1項の関係土地所有者等がやむを得ず境界立会をすることができない場合は、境界立会委任状（様式6号）を市長に提出することにより、代理人に委任することができる。

（境界立会の実施）

第11条 市長は、第6条に規定する申請書の添付書類及び第8条に規定する事前調査の内容に基づいて、関係土地所有者等と境界立会を行うものとする。

（対側地の境界立会）

第12条 対側地は、原則、現況幅員又は公図幅員が4メートル以下である場合は、境界立会を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、市と協議のうえ、省略することができる。

(1) 境界確認をする公共用地の現況幅員が4メートル以上かつ、対側地に境界標が残存している場合

(2) 境界確認をする公共用地の現況幅員が、道路側溝等の構造物や境界標により4メートル以上確保できる場合

(3) 対側地の一利用形態が公園、公共施設、工場などで、面積が2,500平方メートル以上の場合

(4) 松本土地区画整理事業地を除く土地区画整理事業地内及び圃場整備事業地内であり、換地図のとおり公共用地の幅員が確保できている場合

(5) 申請地が以前に境界確定している場合で、確定時に対側地の承諾を得ており、かつ、確定時の引照点や境界標等の座標により復元可能な場合

(6) 対側地が以前に境界確定している場合で、確定時に申請地の承諾を得ており、かつ、確定時の引照点や境界標等の座標により復元可能な場合

(7) 境界確認する公共用地と対側地が同一の開発事業により造成され、道路等の幅員が確保できている場合

(8) その他、市長が認める場合

（境界確認の承諾）

第13条 市長は、関係土地所有者等が境界確認に承諾した場合は、境界確認承諾書（申請者においては様式7号の1、隣接地及び対側地の土地所有者等においては様式7号の2）に住所、氏名（法人の場合は、法人名、代表者の氏名及び事業所の所在地）、境界確認を承諾した土地の所在地及び承諾年月日を記入させるものとする。

（境界立会結果報告書の作成）

第14条 市長は、境界立会を行った場合は、境界立会結果報告書（市立会用）（様式第8号の1）を作成するものとする。

（境界確認事務の委託）

第15条 市長は、第8条、第9条、第11条、第13条及び前条の規定にかかわらず、公嘱に事務の一部を委託することができるものとする。

2 公嘱は、事務の委託を受けた場合は、境界立会結果報告書（公嘱立会用）（様式第8号の2）及び必要な成果資料を作成し、市長に提出するものとする。

3 市長は、公嘱から提出された前項の書類について内容を審査するものとする。

（境界確認図書の提出）

第16条 申請者は、隣接地及び対側地の土地所有者等から境界確認の承諾を得られた場合は、次の各号に掲げる境界確認図書2通（内、1通は、(3)と(4)のみで可）を提出するものとし（割印を押印すること。）、記載事項等については別表2のとおりとする。

- (1) 境界確認承諾書（申請者用）（様式第7号の1）
- (2) 境界確認承諾書（隣地、対側地所有者用）（様式第7号の2）
- (3) 公図の写し
- (4) 境界確定図
- (5) 申請地の官民境界標の写真
- (6) 申述書（様式第5号）
- (7) 境界立会委任状（様式第6号）  
（境界確認書の交付）

第17条 市長は、前条に規定する図書を受領し、審査の結果適当と認めるときは、申請者に土地境界確認書（様式第9号）に公図の写し及び境界確定図を添付して交付するものとする。

（申請書の取下）

第18条 申請者は、申請書を取り下げる場合は、公共用地境界確認申請書取下願（様式第10号）に理由を記して提出するものとする。

（申請書の却下）

第19条 市長は、次の場合公共用地境界確認申請書却下通知書（様式第11号）により受理した申請書を却下することができる。

- (1) 申請者に提出を求めた書類が提出されず、催告するもさらに60日以内に提出がない場合。
- (2) 申請者が境界立会に応じず、催告するもさらに60日以内に境界立会に応じない場合。

2 前項各号の催告は、催告通知書（様式第12号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項に規定する通知が申請者に到達しないときは、告示をもって通知に代えるものとする。

（境界確認の不調通知）

第20条 市長は、次の場合には公共用地境界確認不調通知書（様式第13号）により申請者に通知するものとする。

- (1) 申請者と境界確認の協議が調わない場合
- (2) 関係土地所有者から境界確認の承諾を得られた日から3ヵ月以内に申請者から第16条に規定する図書が提出されない場合
- (3) 申請地が訴訟又は紛争中の場合。ただし訴訟内容により境界確認を行っても支障のないものは、この限りではない。
- (4) その他境界を確認することができない場合

（地図訂正等の手続）

第21条 市長は、境界確認の結果、地図訂正及び地積更正の登記（以下、「地図訂正等」という。）を必要と認めるときは、申請者に対し、手続きを速やかに行うように

指導するとともに、地図訂正の場合は訂正後の地図を提出させるものとする。ただし、市の責により地図訂正等を必要とする場合は、市が地図訂正等を行うものとする。

(境界確認を行った公共用地の境界確認証明)

第22条 申請者が、境界確認を行った公共用地の境界確認証明を求めるときは、次の各号の書類を添付した公共用地境界確認証明書交付申請書(様式第14号)を市長に提出するものとする。

- (1) 位置図(1/2,500程度)
- (2) 公図の写し(1/500)
- (3) 申請地の登記簿の写し(全部事項証明書)
- (4) 境界確定図(2部)

2 申請者の範囲については、第5条を準用するものとする。

3 市長は、第1項の申請書を受領後、書類の審査をした結果、適正と認めるときは、記載事項証明を追記した公共用地境界確認証明書交付申請書(様式第14号)に第1項第4号の書類を添付して申請者に交付するものとする。

(地籍調査事業又は登記所備付地図作成事業完了地区の公共用地境界確認書の交付)

第23条 申請者が、第2条第2項に規定する地籍調査事業又は登記所備付地図作成事業を行った公共用地との境界確認書を求めるときは、次の各号の書類を添付した地籍調査事業完了地区・登記所備え付け地図作成事業完了地区公共用地境界確認書交付申請書(様式第15号)を市長に提出するものとする。

- (1) 位置図(1/2,500程度)
- (2) 公図の写し(1/500)
- (3) 申請地の登記簿の写し(全部事項証明書)
- (4) 境界確認をしたい箇所に朱書きした地積測量図(2部)

2 申請者の範囲については、第5条を準用するものとする。

3 市長は、第1項の申請書を受領後、書類の審査をした結果、適正と認めるときは、地籍調査事業完了地区・登記所備え付け地図作成事業完了地区公共用地境界確認書(様式第16号)に第1項第4号の書類を添付して申請者に交付するものとする。

附 則

1 この要領は平成14年2月1日から施行する。

2 この要領の施行以前に申請のあったものは、この要領の規定にかかわらず、従前の取扱による。

附 則

この要領は平成18年2月15日から施行する。

附 則

この要領は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和8年4月1日から施行する。

別表 1 (第 6 条関係)

書類の名称	記載事項等
(1) 位置図	1/2, 500 程度のスケールで提出すること。 申請地を朱書きで囲うこと。
(2) 旧公図の写し	カラー版とし 1/600 のスケールで提出すること。 申請地、隣接地、対側地を全て含む範囲について提出すること。 図中の申請地内に赤丸を記入すること。 土地区画整理事業及び圃場整備事業地内の場合は不要とする。
(3) 公図の写し	1/500 のスケールで提出すること。 申請地、隣接地、対側地を全て含む範囲について提出すること。 申請地、隣接地、対側地の土地所有者の氏名、地目、登記地積を記載すること。 申請地、隣接地、対側地が複数の町丁目を跨いでいる場合は公図写しを 1 枚に合成すること。 申請日から 3 ヶ月以内の謄写年月日であること。
(4) 関係土地所有者一覧表 (様式第 3 号)	登記事項証明書の添付により代えることができる。
(5) 仮測量図	原則、市街化区域では世界測地系で測量すること。 申請地、隣接地、対側地を全て記載すること。 土地の地番、登記地積、実測面積、点番号、杭の種類、点間距離、縮尺及び公共用地の幅員を記載すること。 申請地が、世界測地系の座標で管理されている土地区画整理地内の場合は、座標値を記載すること。 対側地が、第 1 2 条に規定する境界立会を省略することができる場合は、一筆測量を省略することができる。
(6) 横断図	公共用地に接している一辺に対して、端点、変化点など 2 断面以上作図すること。 構造物 (側溝、旧壁) 及び土地の形状を記載すること。 幅員及び公共用地の境界と構造物との離隔を記載すること。
(7) 境界確認の参考となる測量図等	申請地付近の境界確定図の写し、地積測量図、出来形確認測量図、換地図等を提出すること。
(8) 委任状 (様式第 2 号)	申請者が境界確認を代理人に委任する場合に提出すること。

別表 2 (第 16 条関係)

書類の名称	記載事項等
(1) 境界確認承諾書 (申請者用) (様式第 7 号の 1)	申請地の土地所有者の住所及び氏名を自署又は記名押印すること。 筆界立会確認書等の書式に代えることができる (写しを提出する場合は原本証明すること)。
(2) 境界確認承諾書 (隣地、対側地所有者用) (様式第 7 号の 2)	隣接地及び対側地の土地所有者の住所及び氏名を自署又は記名押印すること。 筆界立会確認書等の書式に代えることができる (写しを提出する場合は原本証明すること)。
(3) 公図の写し	1/500 のスケールで提出すること。 確定箇所を朱書きすること。
(4) 境界確定図	<p>①平面図 確定箇所を朱書きすること。 方位、縮尺、境界点 (点名、杭等の種類)、点間距離、公共用地の幅員、境界点座標、引照点座標、基準点座標、新設多角点座標を記載すること。(市街化区域は、原則として座標値は世界測地系とする) G N S S 測量による成果である場合、その旨を図面に記入すること。</p> <p>②横断図 公共用地に接している一辺に対して、端点、変化点など 2 断面以上作図すること。 構造物及び土地の形状を記載すること。 幅員及び公共用地の境界と構造物 (側溝や旧壁) との離隔を記載すること。</p> <p>③公共用地の幅員表記を「参考値」とする場合は以下のとおり。 第 12 条に規定する対側地の境界立会を省略している場合。ただし、同条第 5 号及び第 6 号による場合は除く。 対側地の土地所有者の境界確認の承諾を得ることが困難で、市長がやむを得ないと認める場合</p>
(5) 申請地の官民境界標の写真	近景及び遠景で撮影すること。
(6) 申述書 (様式第 5 号)	申請地の土地所有者が死亡している場合又は申請地が共有地の場合で、相続人又は共有者の代表者による境界立会を行う場合に提出すること。
(7) 境界立会委任状 (様式第 6 号)	関係土地所有者が境界立会を代理人に委任する場合に提出すること。